第八十条の二中「掲げる金額又は」を「掲げる金額若しくは」に、「掲げる金額につき」を「掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき」に改める。

第八十一条の五中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改める。

第八十一条の十三第二項中「金額）並びに」を「金額）及び当該連結事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）及び第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、同項第四号中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める。

第八十一条の十五第一項中「連結所得でその源泉が国外にあるもの」を「連結国外所得金額（国外源泉所得（第六十九条第一項に規定する国外源泉所得をいう。）に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、同条二項中「の連結控除限度個別帰属額と」を「の連結控除限度個別帰属額、地方法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額及び」に、「との合計額」を「の合計額」に改め、同条第五項中「）から」を「）である内国法人から」に改め、同条第六項中「分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、同条第七項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「同条第五項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改め、同条第十二項中「第六項及び」を削り、「第五項まで及び第七項」を「第七項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該連結法人の各連結事業年度の第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該連結法人の国外事業所等（第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

13　第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人の第六十九条第四項第一号に規定する本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第八十一条の二十五第一項中「金額、その」を「金額、地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の」に改める。

第八十二条中「掲げる金額又は」を「掲げる金額若しくは」に、「掲げる金額につき」を「掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき」に改める。

第百三十八条第一号を次のように改める。

一　外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（当該外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

第百三十八条第四号及び第五号を削り、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）

三　国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

第百三十八条第六号を次のように改める。

六　前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

第百三十八条第七号から第十一号までを削り、同条に次の二項を加える。

2　前項第一号に規定する内部取引とは、外国法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

3　恒久的施設を有する外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

第百三十九条中「条約において」を「条約（以下この条において「租税条約」という。）において」に、「その条約」を「その租税条約」に、「法人」を「外国法人」に、「同条第二号から第十一号まで」を「同条第一項第四号又は第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　恒久的施設を有する外国法人の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときには、同号に規定する内部取引には、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

第三編第二章第一節中第百四十一条の前に次の款名を付する。

第一款　課税標準

第百四十一条を次のように改める。

第百四十一条　外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とする。

一　恒久的施設を有する外国法人　各事業年度の次に掲げる国内源泉所得

イ　第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ　第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二　恒久的施設を有しない外国法人　各事業年度の第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得

第百四十一条の次に次の款名を付する。

第二款　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

第百四十二条を次のように改める。

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百四十二条　外国法人の各事業年度の前条第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額は、外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額から当該事業年度の当該事業に係る損金の額を控除した金額とする。